

## 板橋区ソーシャルメディア運用基準

(平成26年5月30日 政策経営部長決定)

### (目的)

第1条 この基準は、板橋区（以下「区」という。）が広報活動を充実する手段として、区政等に関する様々な情報（以下「情報」という。）をソーシャルメディアを利用して運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ソーシャルメディア

ツイッター、フェイスブック、ブログ、電子掲示板、動画の共有及び中継サイトなど、インターネット上で提供されるウェブサービスを利用して、サービスの利用者自身が情報を発信し、又は相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいう。

(2) アカウント

ソーシャルメディアを利用するために取得した権利及び登録内容をいう。

(3) 利用者

ソーシャルメディアの利用者をいう。

### (運用体制)

第3条 ソーシャルメディアの運用に係る体制は次のとおりとする。

(1) 運用に際しては、運用管理責任者（情報発信の判断をはじめ、ソーシャルメディアの運用を統括する者。以下「管理者」という。）及び運用補助者（管理者の指示に基づき実作業をする者）を定めるとともに、情報発信の内容、情報発信の方法等を定めた運用ポリシーを策定すること。

(2) 運用を開始した際は、広聴広報課長に報告をすること。

### (基本原則)

第4条 ソーシャルメディアを利用する際の基本原則は次のとおりとする。

(1) 地方公務員法をはじめ、関係法令及び職員の服務に関する規定を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに留意しなければならない。

(3) アカウントの不正利用、業務目的外利用をしてはならない。

(4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬように留意しなければならない。

(5) 発信した情報により、意図せず他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に

対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

(投稿禁止情報)

第5条 ソーシャルメディアにより発信してはならない情報は次のとおりとする。なお、管理者は、利用者による投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、予告なく情報の削除その他必要な措置を講じることができるものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する表現や内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報と特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (11) その他、区が不適切と判断したもの

(著作権等)

第6条 ソーシャルメディアで提供される個々の情報(文章、写真、イラスト等)に関する諸権利は、区又は原著作者者に帰属する。

- 2 利用者は、内容について、私的利用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責)

第7条 区は、ソーシャルメディアを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

- 2 区は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。
- 3 区は、システム障害や保守などにより、利用者への事前予告なくアカウントの運用を停止する場合があるものとする。
- 4 この基準は、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この基準の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。